

那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)実施要領

平成20年11月13日

都市計画部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格に加えてその他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により競争入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとし、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和57年1月26日助役決裁)第2条に規定する建設工事指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の議を経て決定するものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者の入札価格と価格以外の要素である企業の技術力等を総合的に評価することが妥当と認められる工事で技術的な工夫の余地が小さい工事
- (2) その他特に必要と認められる工事

(評価の基準)

第3条 評価基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域貢献度、ISO、その他市長が必要と認める事項とする。
- (2) 評価点は、技術的能力の要件を満たしているときに標準点(100点)を与え、さらに企業の技術力等の評価により加点して算出するものとする。
- (3) 総合評価落札方式における評価項目及び得点配分については、別表を標準として、入札ごとに定める。

(評価の方法)

第4条 総合評価落札方式は、評価点を当該入札者の入札価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価点} = \text{標準点}(100\text{点}) + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格(単位: 千万円)}$$

(委員会等の設置)

第5条 競争参加資格、技術力の審査・評価を行うため、総合評価委員会及び技術審査会(以下「委員会等」という。)を設置する。

なお、委員会等の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価委員会は、次の事務を所掌するものとする。
 - ア 評価項目、配点、加算点、評価点、評価基準等の設定に係る確認
 - イ 技術資料の評価の確認
 - ウ 落札者決定のための確認
- (2) 技術審査会は、次の事務を所掌するものとする。

ア 評価項目、配点、加算点、評価点、評価基準等の設定に係る審査

イ 技術資料に関する審査・評価

2 総合評価委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員長に総務部長、副委員長に総務部副部長を持って充てる。

総務部長、総務部副部長、企画財務部副部長（企画調整課を担当する副部長）、経済観光部副部長、都市みらい部副部長、まちなみ共創部副部長、生涯学習部副部長、法制契約課長及び当該事業を所管する課の属する部の副部長

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 技術審査会は、次に掲げる者をもって組織し、会長にまちなみ共創部副部長、副会長に総務部副部長をもって充てる。

まちなみ共創部副部長、総務部副部長、法制契約課長、商工農水課長、道路建設課長、公園建設課長、建築工事課長、技術総務課技術管理室長、施設課長及び当該事業を所管する課の長

（会議）

第6条 委員会等は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会等の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要に応じ委員以外の職員を会議に出席を求め、又はその説明若しくは意見を聴くことができる。

2 第5条第3項及び第4項、第6条第2項ならびに第1項の規定は、技術審査会において準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「会長」と、「副委員長」とあるのは「副会長」と読み替えるものとする

（学識経験者の意見聴取）

第8条 市長は、対象工事の落札者決定基準を定めようとするときは、落札者決定基準を定める際の留意すべき事項に関し、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（入札の通知）

第9条 市長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）に定めるもののほか、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式により実施すること。
- (2) 総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法

(3) 総合評価落札方式に係る確認資料等提出書、確認書及び証明書類(以下これらを「確認資料等」という)並びに評価基準表の提出に関する事項

(4) その他必要と認める事項

(評価基準表及び確認資料等の提出等)

第10条 入札参加者は、入札時に評価基準表を電子入札システムにより提出しなければならない。

2 評価基準表を提出しない者の行った入札は、無効とする。

3 市長は、入札参加者に対して、確認資料等の提出を求めることができる。

4 提出された評価基準表及び確認資料等の訂正及び差し替えは、認めない。

5 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな場合は無効とする。

6 提出された評価基準表及び確認資料等は返却しないものとする。

(評価基準表及び確認資料等の作成費用)

第11条 入札参加者が総合評価落札方式に係る評価基準表及び確認資料等の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の方法)

第12条 入札は、電子入札の方法によるものとする。

(入札の無効)

第13条 確認資料等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(審査)

第14条 提出された評価基準表及び確認資料等の審査について、技術審査会の議を経るものとする。

(落札候補者の決定)

第15条 総合評価落札方式における落札候補者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者から順次順位を付し、総合評価委員会の議を経たうえで決定する。ただし、落札候補者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札候補者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(1) 失格基準価格(地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないと認める基準となる価格をいう。次号において同じ。)未満の額で入札したとき。

(2) 低入札調査基準価格(那覇市契約規則第10条の2第1項の低入札調査基準価格をいう。)未満かつ失格基準価格以上の額で入札があった場合において、同項の調査の結果、不適合と判定されたとき。

(3) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるとき。

2 前項の規定による落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(秘密の保持)

第16条 この要領に基づき入札参加者から提出された評価基準表及び確認資料等は、公表しないものとする。

(評価結果の公表)

第17条 市長は、総合評価落札方式により落札者を決定した場合には、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領(平成26年3月31日都市計画部長決裁)に基づき公表するものとする。

2 市長は、前項のほか次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を行った理由
- (2) 評価項目及び得点配分
- (3) 落札者とした理由
- (4) 入札参加者の入札価格、評価点及び各入札参加者の評価値
(非落札者への理由説明)

第18条 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、前条の公表の日から5日(休日を除く。)以内に書面をもって非落札理由の説明を求めることができる。

2 前項の場合、説明を求められた日から5日(休日を除く。)以内に書面をもって回答するものとする。

(有効な入札を行った者が1者の場合の取扱い)

第19条 有効な入札を行った者が1者の場合は、第10条から第17条までの規定にかかわらず、次に掲げる事項を省略する。

- (1) 入札参加者に対して確認資料等の提出を求めること
- (2) 提出された評価基準表の審査
- (3) 会議の開催
- (4) 入札参加者の評価点及び評価値の算出及び公表

2 第1項第3号による場合、総合評価委員長は持ち回り審査を行い、落札候補者を決定することができる。

(事務局)

第20条 総合評価委員会の事務局を法制契約課に、技術審査会の事務局を技術総務課技術管理室に置く。

(その他)

第21条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じ総合評価委員会の議を経て総務部長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成20年11月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年12月17日から施行する。

付 則(平成27年3月23日都市計画部長決裁)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年1月25日都市計画部長決裁)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年5月17日総務部長決裁)

この要領は、平成28年5月17日から施行する。

付 則(平成29年3月17日総務部長決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月20日総務部長決裁)
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月28日総務部長決裁)
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年4月1日総務部長決裁)
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月30日総務部長決裁)
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月30日総務部長決裁)
この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則(令和5年3月30日総務部長決裁)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。